

出先機関改革について

改革の目的

1. 「地域のことは地域が決める」地域主権社会を目指す。
2. 二重行政が原因で生じている無駄や非効率を是正する。

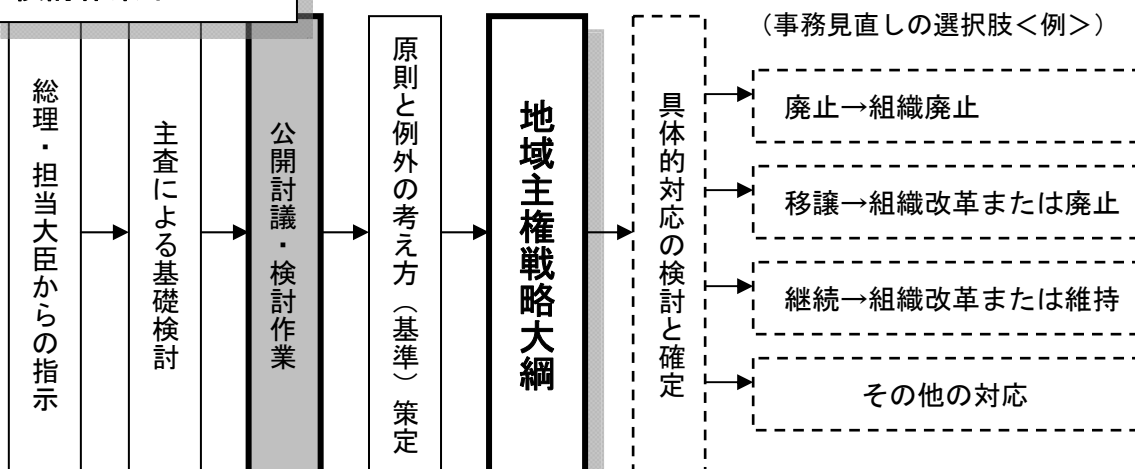
コミットメント

地域を再生させる政策（民主党マニフェスト 12 頁）中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲します。

28. 国の出先機関は廃止する（民主党マニフェスト 19 頁）【政策目的】国と地方の二重行政は排し、地方でできることは地方に委ねる。【具体策】国の出先機関を原則廃止する。

地域主権の確立（民主党政策集 7 頁）住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を樹立します。（中略）国の出先機関である地方支分部局は、その事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消します。例えば、現在の地方支分部局の事務事業である河川管理等の広域的対応が必要な事務は、都道府県が連携して対応することとします。広域自治体については当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本とします。（後略）

検討作業イメージ



【プラットフォーム】地域主権戦略会議（議長・総理大臣、副議長・担当大臣）